

名古屋港管理組合所管建設工事に係る 余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

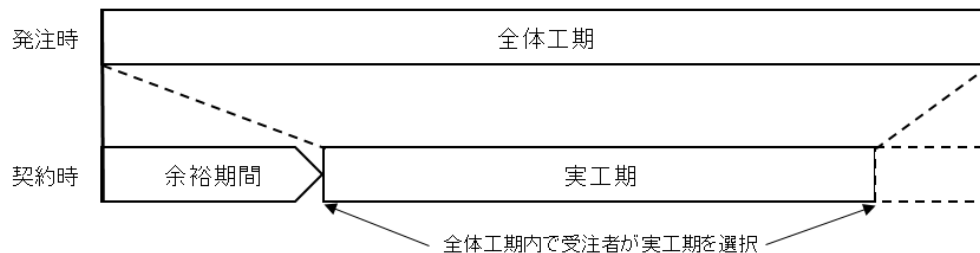
（趣旨）

第1条 この要領は、名古屋港管理組合が発注する建設工事（ただし、公共建築工事積算基準を適用する工事は除く）において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）余 裕 期 間：受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。
- （2）実 工 期：実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む）をいう。
- （3）全 体 工 期：契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書等に明示した工事完了期限までをいう。



（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、かつ、建設課及び建設事務所の両者にて確認を行い、建設部長の承認を得た工事とする。

（余裕期間）

第4条 発注者は、対象工事の余裕期間の目安となる期間を、4ヶ月を超えない範囲で設定することとする。ただし、現場条件等により必要がある場合は、その理由を整理のうえ4ヶ月を超える期間を設定することとする。

- 2 余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議（以下「準備等」という。）は、この限りでない。
- 4 余裕期間の間に行う前項の「準備等」は、受注者の責任において行うものとする。
- 5 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない。

（全体工期、工事の始期及び終期）

第5条 発注者は、工事の始期の期限及び全体工期をあらかじめ定め、特記仕様書等に明示することとする。

- 2 受注者は、全体工期の範囲内において、休日（名古屋港管理組合の休日を定める条例（平成3年名古屋港管理組合条例第7号）第2条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期及び終期として設定し、契約締結前に工期の始終期通知書（別紙様式1）により発注者に通知しなければならない。ただし、受注者が設定する工事の始期は、発注者が特記仕様書等に明示する工事の始期の期限の範囲内となるよう設定することとする。
- 3 受注者は、余裕期間内に工事の始期及び終期の変更の必要が生じた場合には、工期変更承認申請書（別紙様式2）により、前項に定める規定の範囲内で工事の始期及び終期を変更することができる。
- 4 受注者は、工事の始期以降に工事の終期の変更の必要が生じた場合には、発注者と協議のうえ、全体工期の範囲内において工事の終期を変更することができる。

（契約関係の取扱い）

第6条 フレックス方式を適用する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- （1）工事請負契約書に記載する工期は、実工期を記載する。
- （2）受注者は、名古屋港管理組合工事請負契約約款の規定にかかわらず、工事の始期までに現場代理人等届を発注者に提出するものとする。
- （3）受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- （4）契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期（前条第3項又は第4項の規定により工事の終期が変更されたときは、変更後の工事の終期）までとする。
- （5）受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、工事の始期後速やかに掛金収納書を発注者に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

（特記仕様書）

第8条 フレックス方式を適用し発注する工事は、特記仕様書にフレックス方式であることを明示する。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

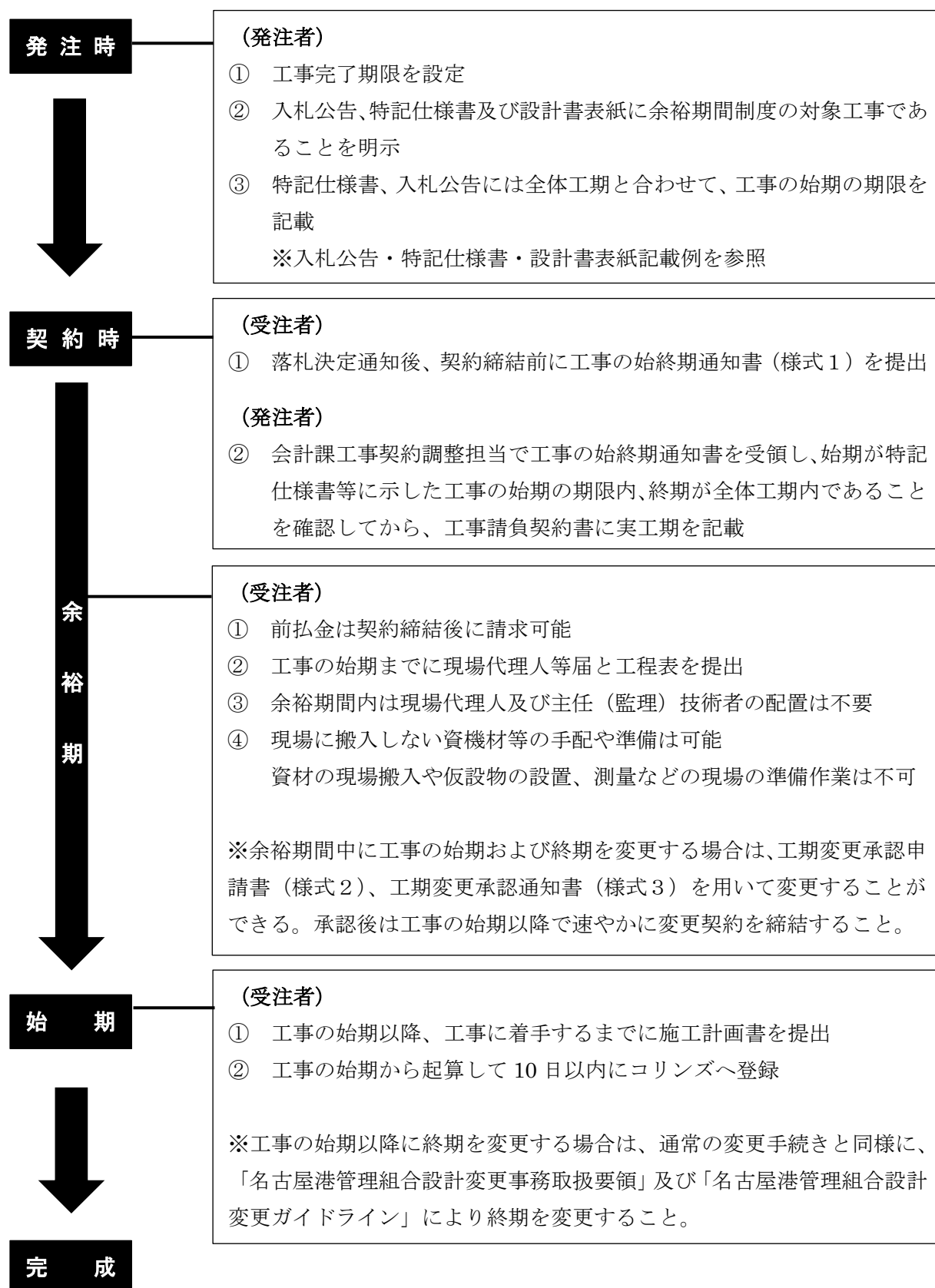
附 則

この要領は、令和3年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

【参考】余裕期間制度（フレックス方式）試行工事に係る契約事務手続き



特記仕様書 記載例

○余裕期間制度対象工事

1.

本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、受注者が全体工期の範囲内で、

休日を除く任意の日を工事の始期及び終期日に設定することができる工事であり、

名古屋港管理組合所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に

基づき実施するものとする。

全体工期：契約締結日の翌日 から 令和○年○月○日（工事完了期限）

工事の始期の期限：令和△年△月△日

2.

その他、この特記仕様書に定めのないことについては、名古屋港管理組合所管建設

工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。

設計書表紙 記載例

名古屋港管理組合

実施設計書

年度

令和○年

工事名

○○○○○工事（余裕期間制度）

路線等の名称

工事場所

工事日数

日

工期(自)

～

工期(至)

令和○年○月○日

令和○年○月 1 日

単 価 適 用

工事の始終期通知書

年 月 日

名古屋港管理組合 様

受注者 住所

氏名

下記のとおり工期を定めたので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 の 始 期	年 月 日
工 事 の 終 期	年 月 日

工期変更承認申請書

年 月 日

名古屋港管理組合 様

受注者 住所

氏名

下記工事について、工期の変更を申請します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
契 約 日	年 月 日	
変 更 前 工 期	始 期 日	年 月 日
	終 期 日	年 月 日
変 更 後 工 期	始 期 日	年 月 日
	終 期 日	年 月 日
変 更 理 由		

工期変更承認通知書	
年 月 日	
(受注者) 様	
名古屋港管理組合	
工期変更承認申請について、下記のとおり承認します。	
記	
工 事 名	
契 約 日	年 月 日
工 期 (変 更 後)	年 月 日 から 年 月 日
そ の 他	